

構成（私案）

はじめに

第1 小平市児童発達支援センター開設にむけて

1 小平市の基本的な考え方

障がい児支援の市の中核的施設と位置づける

発達支援相談拠点機能を併せ持つ

既存施設の改修を第一とする

担当部署の設置～小平市分掌事務一覧（30年4月）より～

2 開設の検討までの経緯

市 障害福祉計画、特支教育後期計画 → 発達支援相談拠点検討委報告

国 児童福祉法、発達障害者支援法、障害者差別解消法、

厚労省児童発達支援ガイドライン、

厚労省課長通知「32年度末までに1ヶ所～」

文科省局長・厚労省福祉部長通知（30年5月）「教育と福祉の一層の連携推進」

3 小平市の発達支援の現状と課題解消のために

「4つの身近な相談先」から、わかりやすい「総合相談窓口」へ

個別療育分野を言語から「言語認知・運動身体・社会性」の3本柱を目指して

学齢期も切れ目なく福祉的関わりを継続し、福祉と教育の両輪で発達支援する

既存の面的整備に、ワンストップ窓口を組み合わせる「小平方式」への挑戦

第2 小平市児童発達支援センターの概要

1 理念 すべての子どもが地域で安心して育ち、学び、暮らすことができるよう

2 基本方針 誰もが気軽に利用しやすい発達支援センターに

家族に寄り添い支える、子育ての拠り所となるセンターに

一貫した発達支援が切れ目なく受けられるセンターに

地域の発達支援の中核的役割に責任を持つセンターに

3 対象 発達について相談に訪れるすべての子どもと家族と関係者

4 概要 ①留意事項 イキ

②内容 イキ

③児童発達支援事業と児童発達支援センターの違い

ネットワークの構築

第3 小平市児童発達支援センターに求められる機能 イキ

1 7つの機能 ① 相談機能

② 療育機能

③ 家族支援機能

- ④ コーディネート機能
- ⑤ 地域支援機能
- ⑥ 情報収集・提供機能
- ⑦ 理解・啓発機能

2 既存の制度と新規制度

既存；児童発達支援、巡回相談、言語相談訓練、障害児支援利用援助、放課後等デイサービス
新規；保育所等訪問支援

第4 小平市の発達支援の連携のかたち

1 発達と発育の連携

- ①既存施設（事業）との連携と役割分担
 - ・健康福祉センター（1・6健診、3歳健診、発達相談）
 - ・あおぞら、たいよう福祉センター（言語相談訓練）
 - ・保育施設　　・小児科医、専門医
- ②子ども家庭支援センターとの連携と役割分担（改正児童福祉法）
- ③子育て世代地域包括支援センターとの連携（今後の展開）

2 福祉と教育の連携

- ①総論；福祉部局と教育委員会、障害児通所支援施設等と学校の、双方の垣根を排除し～切れ目なく支援していく体制を整備する（局長部長通知再掲）
例；日野市モデル
- ②幼稚園、学校、特別支援教育、教育相談室、学童クラブとの連携・協力
- ③白梅学園大学連携事業との連携と役割分担
- ④放課後等デイサービスとの連携と役割分担

3 移行支援（就学相談、転学、進学、）

4 成人期への連携　　障害福祉サービスへの移行

小平市就労支援センターほっと　　小平市地域自立生活支援センターひびき

5 広域連携

児童相談所、多摩小平保健所、東京都発達障害支援センターTOSCA、
東京都心身障害者福祉センター多摩支所、他

第5 提言 小平市児童発達支援センターにのぞむこと

参考資料